

氏 名	かな い しず か 金 井 静 香
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 69 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	日 本 中 世 公 家 領 の 特 質 と 国 家

論文調査委員	(主 査) 教 授 大 山 喬 平	教 授 藤 井 讓 治	助教授 吉 川 真 司
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

日本中世の公家領研究は、荘園公領制の形成期にあたる十一世紀後半から十三世紀前半に集中しており、それにつづく荘園公領制発展期の公家領に関する研究は不十分である。また長期にわたる公家領の変遷を見渡した研究が少なく、研究対象としている公家領の特質が前代以来の如何なる変化の中で発生してきたのかが示されていない。公家領の研究は、特定の家の家領に関する個別研究、公家領をも含めて中世荘園の領有構造を解明する研究、そして院政や家・家族制度など公家領に密接に関わる諸制度の研究、の三種類からなる。研究が荘園公領制の成立期に集中する結果、一般に公家領に関する研究は、発展期における特有の領有構造に関する明確な理解を欠いたままなされている。本論文が特に発展期に力をそそいだ理由である。

本論は4章からなり、これに研究史を整理した序章と、摂関家領に関する補論、終章が付けられている。第1章では、公家領荘園の職の体系の頂点に位置する本家や治天の君の安堵を論じ、また第2章では、公家の遺産相続に関する検討を通じて、彼らの財産が家族や親族の間でどのような形で分有されていたかを論じている。第3章では、公家社会における恩領概念の発達過程を示し、第4章は南北朝から室町期にいたる広橋家領の変遷をたどっている。

日本中世の荘園において、公家が領家・預所などの職を代々領有し続けるためには、本家によってその地位を安堵される必要があり、その結果公家社会には、所領を安堵する階層と、安堵される階層との間に、主従制的な関係が形成されていた。鎌倉後期になると、職の体系外存在である治天の君が、本主（寄進時以来あるいは何代にもわたって、その荘園を領有してきた家系の子孫）の権利を保護する名目で公家の所領を安堵するようになる。しかし本家の中にも、相伝所領の本主への返付を行う者がおり、本主の権利を保護することは、本家も含め公家社会の安堵者全体に求められた政策であった（第1章第1節）。

鎌倉後期の本家は依然として自領内の職を安堵し、治天の君の安堵に対抗していた。そのため治天の君には、安堵状を発給することはできても、その内容を実施にうつすことは容易にできなかった。所領をめ

ぐる公家同士の対立が発生すると、当事者の一方が治天の君の安堵を得、もう一方が本家の安堵を得て争うことがしばしばあり、その場合には治天の君と本家が直接交渉してどの人物に支配を認めるかを確定していた。鎌倉後期には所領相論が増加するが、裁許安堵を申請した公家の中には、安堵者に奉公した実績があっても、その実績が対立者のそれに及ばないため安堵を得られない者がいた。また安堵者同士が交渉した結果、公家は一旦は獲得した安堵を無効とされることもあった。このように当該期には、安堵を申請することによって、安堵を行う者と安堵を申請する者との関係がかえって複雑になる事態も生じていた（第1章第2節）。

建武新政期の後醍醐天皇は、家門管領者の地位を安堵の対象とし、家門を安堵された人物に対して家領を一括安堵した。そして南北朝期には北朝・南朝の治天の君も、自朝に仕える公家に対して家門安堵と家領一括安堵を実施した。その結果、公家はこれら家門単位の安堵の獲得を重視するようになり、本家も自領に関する治天の君の安堵を受け入れざるをえなくなった。ここに治天の君は、安堵によって自身の下に公家を編成することが可能になった（第1章第3節）。

ところで、分割相続が主流であった中世初頭の公家社会においては、男女ともそれぞれに自分の所領をもち、それを他人に譲与する権利を有していた。しかし夫婦の場合、子女へ所領を譲与するにあたって夫と妻の財産が便宜上一体のものとして扱われることがある。このような所領処分は、夫婦間での財産の共有意識にも支えられていた。また分割相続制の下では歴代当主に世襲される所領は多くないが、母親や庇護下にある未婚女性などを通じて新たに流入する所領があり、これによって家産がある程度補われた。このように当時においては、所領の領有権は家や氏の枠組みを超えて移動している。こうした家産の在り方が分割相続に伴う個人財産の細分化に歯止めをかけ、また新しい家の分立を可能にしていたといえる（第2章第1節）。

数多くの荘園を有する摂関家でも、藤原頼通はその所領を三分して子女などに譲与している。しかし藤原忠実（頼通の曾孫）のとき、頼通以来女性に伝領されていた荘園群は再び摂関家嫡流に掌握された。忠実が息の忠通と争った保元の乱以降、摂関家では内部対立が続き、そのため嫡流による家産の掌握も不安定な状態が続いた。摂関家が近衛・九条両家に分裂することが確定すると、各摂関家は女子による摂関家領の領有を彼女一期の間に限るなど、相続に制限を加えるようになる。しかしその一方で、すでに掌握している膨大な荘園群や、新たに流入した所領などをもとにして、庶家の分立を促す所領分割も行っており、鎌倉末期に至るまで摂関家の分裂は続いた。一方、一般公卿の家における相続制度についてみると、新しい所領を集積できる家とできない家があるため、単独相続への移行時期には家によって差がある。しかし、鎌倉後期に至ってなお分割相続を行っている家であっても、分割相続に伴う家産の流出をできる限り抑制しようとしていた（第2章第2節）。

単独相続が一般化すると、庶子は経済的に不利な立場におかれたが、嗣子のない人物が家の存続のために他家の庶子を猶子として迎えるようになり、そこに庶子が嫡子同様に財産を継承する道が残された。室町期には家礼（摂関家に入出入りして公事の法式・故実を習いつつ仕える者）・家僕（一般公卿の家にも存在する家政処理のための職員）秩序が形成されたため、家の当主が猶子を決定せずに没した場合でも、彼ら参仕者の努力によって猶子が迎えられることがある。その意味で、単独相続制度は当時の公家社会の秩

序構造に支えられている側面もあった。また嫡子と庶子が所領をめぐり争うという事態は減少したが、それにもかかわらず、相続の際には天皇・院や室町殿による遺跡安堵が行われている。これは、彼ら安堵者によって家領を没収される公家が少なくなかったためである（第2章第3節）。

中世の公家社会においては当初、恩領という概念の存在は明確でなかった。荘園の上級領主へ奉公すると、下位の職に補任されたり、その職を相伝領有することを認められたりするので、強いていえばこれらの行為が「恩」であった。しかし、上級領主はしばしば相伝所領を本主から没収し、自身に仕えている他の公家に与えた。その結果、下級の職を知行する公家たちは、所領の相伝を自分たち本主の権利として主張するようになる。一方上級領主の側は、領有権を恩として与えることにより、下級領主との主従制的関係を維持・再編しようとした。こうして鎌倉期の公家社会において、次第に恩領の概念が発達した。上級領主が王家である場合、その恩領は朝恩とも呼ばれた（第3章第1節）。

建武政権や南北朝期の北朝政権は、鎌倉後期の公家政権の政策を受け継ぎ、本主の相伝権を重視する姿勢を示していた。その一方で北朝においては、治天の君が南朝へ参じた公卿の相伝所領を没収し、北朝の公卿に朝恩として与えていた。この種の朝恩によって経済的な基礎を築いた家もあった（第3章第2節）。

室町期になると家礼・家僕秩序が確立され、彼ら参仕者には主家から家恩と呼ばれる恩領が与えられた。内乱が終結した後も、天皇・院や、治天の君の権限を接收した室町殿は、過失を犯した公卿などの家領を取り上げて他家への恩領に充てていた。さらに室町殿は、特定の家礼に対して家恩を与えるよう、摂関家の方に口入することもあった。このように、家恩によって形成される公家社会の主従関係も、室町殿の指導下におかれた（第3章第3節）。

室町期における広橋家（南北朝期まで勘解由小路家と称する）の家領は、勘解由小路兼綱の所領をもとに形成された。鎌倉期の勘解由小路家は鷹司家などの摂関家の家司を務めていたが、南北朝期に至り主家の一つである猪熊家（鷹司家の分家）が断絶した。兼綱はこの猪熊家の遺領の一部を自家の所領として確保することができた。また南北朝期の兼綱は北朝に実務官僚として仕えており、そのため北朝の治天の君から多くの朝恩所領を賜った（第4章第1節）。

南北朝期まで治天の君が有していた諸権限は、足利義満のときに室町殿に接收されたが、仲光（兼綱の息）以降の広橋家は武家伝奏に任じられ、公武統一政権による公家・寺社支配に重要な役割を果たすようになった。そのため仲光や兼宣（仲光の息）は、室町殿や天皇・院から国衙領・官司領などを与えられた。また仲光のとき近衛家に家礼として出仕するようになったため、仲光と兼宣に対し近衛家から家恩の所領が与えられたが、この家恩獲得にあたっては室町殿からの推挙があったことが確認される（第4章第2節）。

仲光の庶子兼俊は竹屋家を創始したが、当時の公家社会では単独相続が定着しており、そのため広橋家から竹屋家に対しては年貢が給付されるにとどまった。兼宣から兼顕（兼宣の曾孫）に至るまでの間の広橋家は、一時的に日野家領をも掌握する一方、室町殿によって度々家領を没収されるなど、経済的な浮沈を幾度か経験した。こうした中、広橋家代々の当主は、家領の相続に際し必ず幕府の発給文書による安堵を得ている。家領の中に南北朝期以降に集積された荘園・収入源が多く含まれていたことや、家領を没収された経験などから、広橋家においては家領相続を確実にする必要が意識されていた（第4章第3節）。

なお、補論において、近衛家所領目録の概要、鎌倉後期における近衛家領の相続、及び鷹司家領の形成について概観している。

論文審査の結果の要旨

日本中世史の研究は伝統的に武家社会ないし荘園制の理解を中心にして進展してきた。研究資料の圧倒的多数が東大寺、高野山などの寺社荘園文書であること、島津、熊谷、三浦、小早川といった鎌倉時代以来の武家文書も比較的早くから整ったかたちで公刊され、利用しやすかったこともそうした研究のかたよりを大きくしてきた。これに対して公家社会の研究は遅れがちであった。日本の公家は多く日記を残しているが、そうした日記はこまかな宮廷儀礼にはくわしくても、社会の経済的な仕組みを解明するには困難が多かった。比較的近年になって、九条家文書（宮内庁書陵部）をはじめとして、久我家文書（國学院大学）、広橋家文書（国立歴史民俗博物館他）などの公家の家文書の整理と公開がすすみ、研究がしやすくなるにともない、公家領の個別研究も少しずつ積み重ねられてきている。本論文はそうした学界の新しい動向にのりながら、とくに研究の手薄であった鎌倉時代の後期から南北朝時代に焦点をあて、同時にそれと対比しながら、ひろく平安時代以来の公家領の動向を分析したもので、先行研究が平安時代に力点を置き、あとの時代への見通しを欠いていたのに比して、中世後期との対比によって、前期の公家や公家領のありかたを浮き彫りにすることにも成功している。

中世の公家領は本家職、領家職、預所職などからなる重層的な職の体系のなかに位置付けられていた。その体系の頂点に位置するのが本家であったが、本家の地位につきえたのは王家と摂関家に限られていた。それ以下の公家の所領は本家の安堵をえて、家領として維持されたのであるが、鎌倉時代の後期になると本家以外に治天の君たる院や天皇が直接、個々の公家に安堵を与えるようになり、しばしば本家との衝突を引き起こした。論者はそうした個々の事例を丹念に追いながら、鎌倉後期は治天の君の側も、まだまだ本家の安堵権を尊重せざるをえない状態がつづいていたことを明らかにした。後醍醐天皇の建武政権になると、治天の君は従来の個別の家領荘園に対する安堵ではなく、形成過程にある家門そのものを安堵の対象とし、同時に家門に属する所領荘園、すなわち家領荘園を一括して安堵する方法を案出し、これが一般化ようになる。論者は、この方式が以後、南北朝時代の両朝それぞれの治天の君、さらに王権の吸収に成功した室町殿権力にも受け継がれていったと説く。

中世公家の財産形態について、これを夫婦同財とみるか別財とみるか、論争のあるところであるが、論者はたんに公家法の法令解釈にとどまらず、実態の運用状況を詳しく分析し、夫婦がそれぞれ別財を共有している状態であるという。中世前期の公家社会の財産は分割相続が慣行であった。女子へも相当の財産贈与が行なわれたため、世代ごとの婚姻の繰り返しによって、家産は急速に分散しやすかった。この事実そのものは特別の研究をまたずとも容易に想定しえたのであるが、その実態を何世代にもわたって具体的に観察することは、史料的な制約があって困難であった。論者は京都大学に所蔵される勤修寺家文書や、陽明文庫の近衛家所領目録を使って中世前期の所領が家や氏の枠を越えて移動する状況を詳しく検討した。一つの家に固定されて伝えられる所領は多くないが、母方からの所領の流入も多く、そうしたことの繰り返しのなかで、鎌倉後期になると徐々に単独相続への移行と、家ごとに固定した家領の形態が現れてくる。

女子に対する一期分の譲与もこうしたなかで現われた。また未婚のままであった女子や、子供のなかった女子の所領がその後、婚姻や血縁関係からでは説明のつかない人物の手にわたることも、論者の研究によって、彼らが多く彼女らの政治的・経済的な庇護者であったことが明らかにされた。このことも中世前期の家や氏の枠を越えた所領の移動状況にたいする合理的な説明で、当時の家のあり方ともかかわる重要な論点である。

論者の説くところによると、中世前期にははっきりしなかったが、やがて公家社会においても家恩や恩領といった観念が成熟していった。上級領主への奉仕とひきかえに荘園の下位の職に補任され、さらにそれを子孫に伝えることが許されるようになって、次第に主従の関係が形成されていった。鎌倉後期の本家は功績のある従者に家領を与えるため、下位にある代々の本所領を回収することもしばしばで、公家社会の所領秩序は動揺が絶えなかった。建武政権とそれに続く南北両朝の政権は敵対する公家の所領を没収して、これを奉仕者に与えていた。こうした関係は王権の実質的継承に成功した室町殿にも受け継がれたという。

論者の説く中世の公家領の歴史の変遷は具体的で、説得力に富むものとなっている。公家領に対する安堵という切り口を発見して、これを長い期間にわたって系統的に追求したことが本論文をその他多くの公家領研究からきわだたせている。論者がもたらした成果はこのように顕著なものがあるが、しかし難点をいえば、その分析の対象が摂関家ならびに中下級貴族の所領を主体としており、肝心の王家領荘園については、まだ具体性を欠いている。日本中世の公家は多く王家のあり方に規定されており、また比較史的観点からみても、日本中世の王家には謎と疑問が多い。本論文はこの問題を正面から扱っておらず、公家領全体の分析としてみればなお不満が残る。これは研究蓄積の多い武家領についても同じことで、もう少し武家領と公家領の対比が試みられれば公家のあり方の特殊性がより鮮明になるであろう。しかしこうした点は年若くして本論文をまとめ上げた論者の今後に期待すべきものである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1997年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。